

資 料 提 供	
平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (亀 井)
電 話	0857-26-7043

平成 2 5 年 1 1 月 定 例 県 議 会 付 議 案

議案第 1 号	平成 2 5 年度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算
議案第 2 号	同 鳥 取 県 用 品 調 達 等 集 中 管 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
議案第 3 号	同 鳥 取 県 天 神 川 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
議案第 4 号	同 鳥 取 県 県 営 境 港 水 産 施 設 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
議案第 5 号	同 鳥 取 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
議案第 6 号	同 鳥 取 県 営 電 気 事 業 会 計 補 正 予 算
議案第 7 号	同 鳥 取 県 営 工 業 用 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算
議案第 8 号	同 鳥 取 県 営 埋 立 事 業 会 計 補 正 予 算
議案第 9 号	同 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

議案第 1 0 号 鳥 取 県 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て (税 務 課)

課税業務の効率化及び税務職員の専門性向上を図るため、県税事務の一部を特定の県税事務所に集約する等所要の改正を行うものである。

(集約する税目及び集約先の県税事務所)

税 目	県 税 事 務 所
法人の県民税 (法人の事業税の外形標準課税法人及び収入割額課税法人のうち主たる事務所又は事業所を県内に有するものに限る。)	東部県税事務所
利子等に係る県民税	東部県税事務所
法人の事業税 (外形標準課税法人及び収入割額課税法人のうち主たる事務所又は事業所を県内に設けて事業を行うものに限る。)	東部県税事務所
県たばこ税	東部県税事務所
ゴルフ場利用税	西部県税事務所
軽油引取税 (※)	西部県税事務所
鉦区税	中部県税事務所
産業廃棄物処分場税	中部県税事務所

※ 免税軽油に関する事務は、従来どおり免税軽油使用者の事務所又は事業所を所管する県税事務所において行う。

[平成 26 年 4 月 1 日 施 行]

議案第 1 1 号 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ い て (人 事 企 画 課)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正され、同法が適用される対象の範囲が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ① 職員の特殊勤務手当に関する条例
- ② 鳥取県男女共同参画推進条例
- ③ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例

[平成 26 年 1 月 3 日 施 行]

議案第12号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平の確保を図るため、又は法令の一部改正に伴い特定の者のためにする県の事務につき徴収する手数料について、新たに徴収し、額を改める等所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設 定

区 分	単 位	金 額
医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付	1 件につき	2,000 円
医薬品等の製造販売業の許可証の再交付	1 件につき	2,900 円
医療機器の修理業の許可証の書換え交付	1 件につき	2,000 円
医療機器の修理業の許可証の再交付	1 件につき	2,900 円

引上げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
介護支援専門員実務研修の実施	1 件につき	12,800 円	14,800 円
介護支援専門員更新研修（実務未経験者）の実施	1 件につき	12,800 円	14,800 円
酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明	1 件につき	24,000 円	26,000 円
酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明に係る再調査	1 件につき	14,000 円	16,000 円

その他見直し

区 分	金額等	
	現 行	改正後
介護員の養成に関する研修を修了した旨の証明書の再交付	1 件につき 420 円（研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付）	1 件につき 650 円

廃 止

一般旅券の記載事項の訂正

[平成 26 年 4 月 1 日施行ほか]

議案第13号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

米子崎津地区における埋立事業を廃止するものである。

[規則で定める日から施行]

議案第14号 工事請負契約（街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金））の締結について（道路建設課）

工 事 名：街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金）

工 事 場 所：鳥取市滝山から鳥取市岩倉まで

契約の相手方：街路滝山桜谷線トンネル工事（交付金）安藤・間・大晃工業特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：1,223,285,083 円

工事完成期限：平成 27 年 5 月 13 日

議案第15～33号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定方法	指定管理者となる団体
15	人権ひろば21	指名	公益社団法人鳥取県人権文化センター
16	県民文化会館（とりぎん文化会館）	指名	公益財団法人鳥取県文化振興財団
17	童謡館	指名	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
18	米子コンベンションセンター	指名	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
19	夢みなとタワー	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
20	鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園	指名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
21	障害者体育センター	公募	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
22	福祉人材研修センター	指名	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
23	鳥取砂丘こどもの国	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
24	天神川流域下水道	指名	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
25	布勢総合運動公園 （コカ・コーラウエストスポーツパーク）	指名	公益財団法人鳥取県体育協会
26	東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く）	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チユウブ共同企業体
27	東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る）	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
28	氷ノ山自然ふれあい館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
29	農村総合研修所	指名	鳥取県農業協同組合中央会
30	鳥取二十世紀梨記念館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
31	とっとり出合いの森	公募	株式会社谷尾樹楽園
32	境港水産物地方卸売市場及び境漁港	指名	境港水産物市場管理株式会社
33	みなとさかい交流館	指名	境港管理組合

議案第34号 当せん金付証票の発売について（財政課）

平成26年度宝くじ発売総額：53億円以内
（平成25年度宝くじ発売議決額：53億円以内）

議案第35号 平成24年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

歳入 352,501,994千円

歳出 334,298,304千円

差引 18,203,690千円

翌年度に繰り越すべき財源 5,661,216千円

実質収支 12,542,474千円

特別会計歳入歳出決算額

歳入 107,455,456千円

歳出 105,288,081千円

差引 2,167,375千円

議案第36号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

職員の給与等に関し所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。
 - ・給 料 表：現行の給料表を国の俸給表に準じた構造に改定
 - ・高齢層職員の給与抑制：55歳以上の課長級以上の職員の給料月額等を1.5%減額
- ②大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、災害派遣手当の支給対象に、復興計画作成等のため本県の区域に派遣された関係行政機関等の職員を加える。

[平成26年4月1日施行ほか]

報 告 事 項

報告第 1号 平成24年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
米子東高等学校体育館改築事業費	20～24年度	601,129,071
県立学校耐震化推進事業費（改築整備事業費）	22～24年度	73,840,200
鳥取東高等学校管理教室棟等耐震改修事業費	23～24年度	2,732,409,330
岩美高等学校学校用地地すべり対策事業費	23～24年度	36,045,450
青少年社会教育施設耐震化推進事業費	23～24年度	85,439,970

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成25年10月17日専決） （人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

（2）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成25年10月17日専決） （人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

（3）鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成25年10月17日専決） （人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

（4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年10月28日専決） （家庭・地域教育課）

和解の相手方：東伯郡琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 113,484 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 8 月 9 日、大山青年の家の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

（5）職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（平成25年10月31日専決）（人事企画課、警察本部警務課）

気象業務法施行令の一部が改正され、特別警報の発表が開始されたことに伴い、条例中引用している同令の条項及び用語の整理を行うものである。

[公布施行]

(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年10月31日専決)(教育総務課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 333,600 円(県過失 8 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 9 月 6 日、教育委員会事務局教育総務課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内において発進する際、右方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)

(雇用人材総室)

和解の相手方：甲 倉吉市 個人

乙 倉吉市 個人

丙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 367,710 円を甲に、人身損害に対する損害賠償金 231,569 円を乙に、物的損害に対する損害賠償金 486,720 円を丙にそれぞれ支払う。(県過失 8 割 5 分)

事故の概要：平成 25 年 8 月 27 日、産業人材育成センターの職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)(道路企画課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 159,600 円(県過失 7 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 4 月 13 日、和解の相手方が、一般国道 179 号を軽乗用自動車で行中、同車両の走行の影響により跳ね上がった鉄筋に接触し、同車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)

(警察本部監察官室)

和解の相手方：兵庫県美方郡新温泉町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 29,545 円(県過失 3 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 6 月 3 日、警察本部刑事部捜査第一課兼鳥取警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、路外に右折しようとして停車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車の左側を通過する際、同車両が右折を中止して発進したため接触し、双方の車両が破損したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)

(警察本部監察官室)

和解の相手方：岡山県

和解の要旨：県は、損害賠償金 83,160 円(県過失 4 割)を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 10 月 23 日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、前方反対車線から右折してきた岡山県苫田郡鏡野町在住の個人が運転する小型乗用自動車との衝突を回避したところ、和解の相手方が設置する中央分離帯に衝突し、同中央分離帯を破損させたものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年11月18日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 482,743 円及び人身損害に対する損害賠償金 265,416 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 25 年 3 月 25 日、米子警察署の職員が、公務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年11月18日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 94,091 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 6 月 29 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため小型特種二輪車（白バイ）を運転中、交通違反を処理するため路外駐車場に停車して降車しようとした際、バランスを崩して転倒したことから、停車させていた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年11月18日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 8,400 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 7 月 3 日、米子警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入しようとする車両があったため、後退したところ、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停車中の和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年11月18日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 105,000 円を和解の相手方甲に、157,639 円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 25 年 7 月 16 日、警察本部交通部交通機動隊の職員が、公務のため小型特種二輪車（白バイ）を運転中、運転操作を誤ったため、和解の相手方甲が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。

また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型特種二輪車（白バイ）が、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年11月18日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 144,938 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 7 月 17 日、警察本部刑事部捜査第二課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成25年11月18日専決）

（警察本部監察官室）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 329,992 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 25 年 8 月 9 日、境港警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、転回のため外側車線から中央側車線に進路変更する際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(17) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成25年11月18日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 972,398 円について、平成 25 年 11 月から全額返還するまで毎月 14,000 円ずつ県に支払うこと。

(18) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成25年11月18日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 583,900 円について、平成 25 年 12 月から全額返還するまで毎月 6,000 円ずつ県に支払うこと。

報告第 3号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 13件